

# 「子どもの手続代理人」 の役割・活動

「子どもの手続代理人」は、家庭裁判所の調停・審判に参加する子どもが意見表明するのを援助し、子どもの最善の利益を実現する活動をします。

## 具体的には

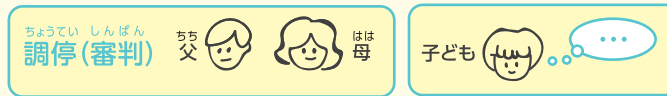
- 子どもと会って、手続の説明をします。
- 子どもが自分の意見や気持ちをしっかりと伝えるよう援助します。
- 子どもからの色々な質問に答えたり、相談に乗ったりもします。
- 他の関係者と会って、子どもの最善の利益のための解決方法を相談し、そのための調整活動も行います。

# 子どもが参加できる主な手続

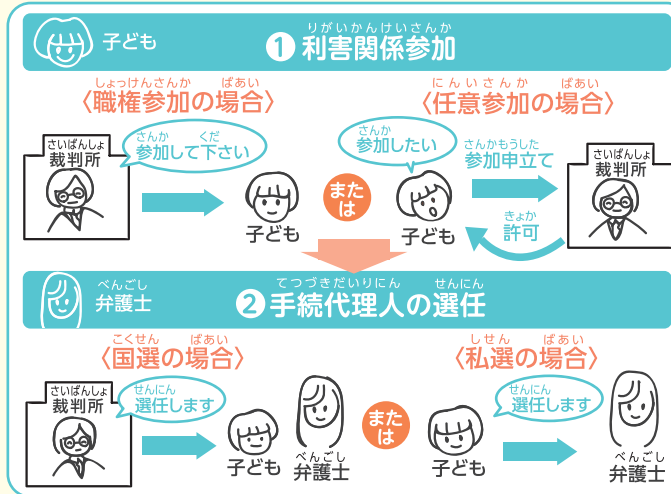
- 離婚調停
- 面会交流の調停・審判
- 監護者の指定の調停・審判
- 親権喪失・停止、管理権喪失の審判
- 親権者の指定・変更の調停・審判
- 未成年後見に関する審判
- 養子縁組許可の審判(ただし15歳以上)
- 離縁の調停

参加する子どもの年齢は、おおむね小学校高学年以上が想定されています。

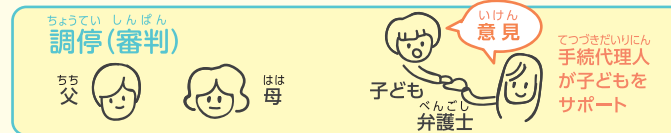
## 子どもが参加していないと…



## 「子どもの手続代理人」を選任する



## 子どもが参加すると…

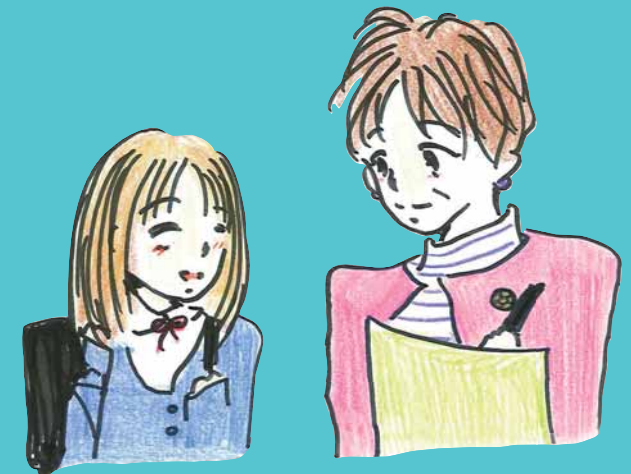


※利害関係参加しない場合でも、家庭裁判所調査官が子どもの意思の把握に努めます。  
※①利害関係参加と②手続代理人の選任は、実際には同時併行で行われることが多くと思われます。

お問い合わせ先 **お気軽にご相談ください**

# 子どもの 手続代理人 って?

家事事件への子どもの参加と  
弁護士による援助



# 子どもの てつづきだいにん 手続代理人とは



「子どもの手続代理人」とは、子どもが  
かていさいばんしょ ちょうてい しんぱん さんか  
家庭裁判所の調停・審判に参加するのを  
べんごし  
サポートする弁護士のことです。

2013年1月1日、家事事件手続法が施行されました。新しい法律は、家庭裁判所の調停・審判において、子どもの意思をしっかりと聴いて、相応に考慮すべきことをはっきりと規定しています。

子どもに直接的に影響を及ぼす調停・審判(たとえば離婚調停)〈面会交流〉〈監護者指定〉〈親権者指定〉〈変更〉など)には、子ども自身が参加することができるようになりました。

てつづき さんか べんごし  
手続に参加する子どもは、弁護士に「子どもの手続代理人」になってもらうことができます。「子どもの手続代理人」は、家庭裁判所が選任する方法(国選)と、子ども自らが選任する方法(私選)があります。

わたし べんごし けんり まも しめい  
私たち弁護士は、子どもの権利を守る使命をもって  
ひ びかつどう きがる そうだん  
日々活動しております。お気軽にご相談ください!

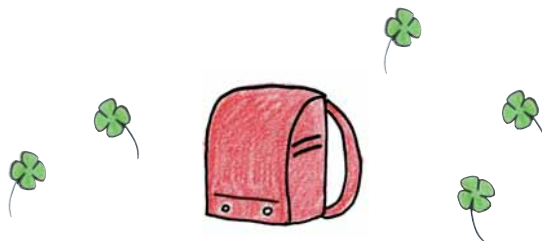
Q. 「子どもの手続代理人」が  
えら わたし ぼく  
選ばれたら、私は／僕は、  
むりやり いけん  
むりやり意見を  
い  
言わせられるの?



A. そんなことはありません。意見を言わないことも  
けんり  
子どもの権利です。  
また、「子どもの手続代理人」は、子どもにどちらの  
おや えら  
親がいいか選ばせたりすることはありません。子ども  
りょうしん あいだ た かん いろいろ おも き  
が両親の間に立って感じている色々な思いを聴き  
ながら、どうすればよいかを一緒に考えていくのが  
「子どもの手続代理人」の仕事です。

Q. 「子どもの手続代理人」の報酬は  
だれ ふたん  
誰が負担するのですか?

A. こくせん てつづきだいにん ほうしゅう りょうしん とうじ  
国選の「子どもの手続代理人」の報酬は、両親が当事  
しゃ じけん ばあい りょうしん ふたん  
者となる事件の場合には、両親の負担となることが  
いっぱんてき かんが  
一般的だと考えられます。



Q. 「子どもの手続代理人」を付ける  
メリットは?

A. 「子どもの手続代理人」は、両親の代理人ではなく、子ども本人の代理人として、関係者に子どもの意見や気持ちを伝えることができます。  
たと りょうしん  
例えば、両親それぞれが『これが子どもの気持ちだ』と対立する意見を言い合っていて、なかなか前に進まないようなことがあります。そのような場合に、「子どもの手続代理人」が子どもから直接意見や気持ちをていねいに聴き、伝えることで、子どもの最善の利益を中心とした解決ができるように努めます。

Q. 子どもに「手続代理人」を  
ねが  
お願いしたいのですが、  
どうすればいいですか?

A. さいばんしょ さんか もうした てつづき  
裁判所に、「子どもの参加の申立て」と「手続代理人の選任申立て」をしてください。具体的な方法については、現在依頼している弁護士がいればその弁護士にご相談ください。弁護士にいらぬばあいは、お近くの弁護士会へご相談ください。